

## 下山地区わくわく事業 予算科目 早見表

科 目	説 明	補助対象経費と認められないもの
報 償 費	講師謝礼、出演料、講師の旅費のみ (注)講師1人につき1回10万円(旅費は除く)が上限	・会員のみを対象とした研修会等の経費 ・会員または特別な資格・能力を有しない者が講師、出演者の場合の経費
旅 費	公共交通機関を利用する場合＝実費額 自家用車を使用する場合＝30円/km(運行距離で算定)	事業のための必要性が十分説明できない経費
消 耗 品 費 〈見積必要〉	使用することで劣化しやすいもの、長期間の保存に耐えないものなどを購入する経費 (注)草刈機の刃は1枚2,500円が上限 (ただし、枝・竹などの伐採用は除く) ※具体例…事務用品、肥料、種苗、草刈機刃など <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>備品購入費との区別</b>                      判断しがたいときは、単品の購入予定価格が20,000円を超える物品を備品とします。                 </div>	Tシャツ、ユニホーム、法被などで、団体や個人の受益にとどまるもの
燃 料 費	工具・器具及び備品等の燃料	
食 糧 費	団体の会員への作業時及び会議時の飲料水・お茶などの経費 (注)1人1回あたり 1本150円が上限 ※具体例…缶、瓶、ペットボトルの飲み物 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>賄材料費との区別</b>                      そのまま飲めるものは食糧費とします。                 </div>	・会員以外の飲料水・お茶など ・食事、菓子等の食べ物
印刷製本費 〈見積必要〉	パンフレットや写真の現像・焼付などの印刷及び製本を依頼するための経費 (注)記念誌などの単価が高額な冊子を作成する場合は補助率9割以内 ※9割超の申請はできません (注)イベントにおけるチラシなど無料の配布物の単価は、税込100円/1部 未満	
修 繕 料 〈見積必要〉	工具・器具及び備品等の本体の(原状復旧を目的とする)修繕、部品の取替えのための経費 ※【補助率：9割以内。ただし、自治区関連団体が自治区行事に使用する備品を修繕する場合は、5割以内。※9割超の申請はできません】	

科 目	説 明	補助対象経費と認められないもの
賄 材 料 費	<p>地域全体のイベント開催などで、調理を必要とする食材等の購入に要する経費</p> <p>※具体例…果物、野菜、肉、来客用の煎茶・抹茶、インスタントコーヒー</p> <p><b>食糧費との区別</b>：そのまま飲食できないものは、賄材料費とする。</p>	団体の会員のみが食事をするための経費
通 信 運 搬 費	郵便料金(切手、ハガキ)などの経費	団体の経常的な活動に要する経費(たとえば会の連絡用の郵便など)
手 数 料	器具の研磨、高木剪定、団体管理の衣装などのクリーニング代、検便などの経費	特別な知識・技術を必要としない作業
筆 耕 翻 訳 料	通訳や翻訳に必要な経費	会員が通訳や翻訳をする場合
保 険 料	ボランティア保険、レクリエーション保険等の経費	備品などの保険料
委 託 料 〈見積必要〉	<p>支障木伐採、調査、計画策定、会場設営、システム開発などの経費</p> <p>(注)事業の成果を全うするために、専門的な技術や知識を有する者に委託が必要な場合に限られます。</p>	住民の活動・役割がない丸投げの委託
使 用 料 〈見積必要〉	会場使用料(交流館を含む)、バス借上料、有料駐車場料、有料道路料、入場料、重機借上料(オペレーター含む)、機械等の借上げ及び物品等を使用する経費	会員所有の物品(自家用車など)を使用する場合
工 事 請 負 費 〈見積必要〉	<p>土地の造成、工作物等の設置・移転・撤去の経費</p> <p>(注)事業の成果を全うするために、専門的な技術や知識を有する者に工事依頼を行う必要のある場合に限られます。</p>	住民の活動・役割がない丸投げの工事
原 材 料 費 〈見積必要〉	<p>工事、作業、工作などのために必要な材料及び物品</p> <p>※具体例…砂、土、セメント、ブロック、間伐材など</p>	
備 品 購 入 費 〈見積必要〉	<p>比較的長期間にわたって使用できる物品の経費</p> <p><b>【補助率：9割以内。ただし、自治区関連団体が自治区行事に使用する備品を購入する場合は、5割以内。※9割超の申請はできません】</b></p> <p>(注)購入したものは、備品管理台帳を作成し管理すること。</p> <p><b>消耗品費との区別</b>：判断しがたいときは、単品の購入予定価格が20,000円を超える物品を備品とする。</p>	個人の所有と区別が十分説明できない経費(車、パソコン等)
負 担 金	<p>活動推進のため行う視察で、訪問先に支払う負担金や研修会等の参加負担金</p> <p>(注)参考資料の添付が必要</p>	

## その他補助対象としない経費

- ① 団体の経常的な活動に要する経費（団体の事務所等を維持するための経費を含む）
- ② 地域会議が補助対象としないことを定めた経費
- ③ その他市長が適当でないと認めた経費

## 見積書の添付について

科 目	同一業者からの見積合計額※1	見積業者必要数
消耗品費 印刷製本費 使用料 原材料費	2万円以上	1者
委託料	50万円未満	1者
工事請負費	50万円以上	2者※2
修繕料	2万円以上10万円未満	1者
備品購入費	10万円以上	2者※2

※1 「見積合計額」とは、商品の単価ではなく、同じ店（業者）に発注する場合の消費税込の合計額を指します。

※2 2者の見積書が必要な場合は、安い方の価格で申請してください。

見積提出の必要に関わらず、可能な限り下山地区内業者の利用をお願いします。  
（理由がある場合は、地区外業者でもかまいません。）

下山地区内業者について、詳しくは下山商工会にお問い合わせください。

### 下山商工会

電 話 0565-90-2602

ウェブサイト <http://shimoyamasci.sakura.ne.jp/>

